

沖縄県工芸士認定事業事務処理要領

1 目的

この要領は、沖縄県工芸士認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する沖縄県工芸士の認定事務等について、必要な事項を定める。

2 募集通知

知事は、毎年度、各伝統工芸産地組合の長（但し、工芸産地組合がない品目については、市町村長から推薦することができる。）（以下「工芸産地組合長等」という）に対して、当該年度における候補者の推薦依頼を行い、推薦提出期限を通知するものとする。

3 候補者の推薦及び取り下げ

前項の通知を受けた工芸産地組合長等は、候補者を選定のうへ、沖縄県工芸士認定推薦書（様式第1号）に個人別調書（様式第2号の1、様式第2号の2）及び住民票抄本、身分証明書を添付して、知事に提出するものとする。

候補者を推薦した工芸産地組合長等は、候補者の辞退等によりやむを得ず推薦を取り下げるときは、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

4 工芸品名

工芸品名は沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年条例第72号）第2条第1項の規定に基づき沖縄県知事の指定を受けた伝統工芸製品及び沖縄県工芸士認定事業実施要綱別表1に掲げる工芸品で次のとおりとする。

分類	工芸品名
沖縄県指定伝統工芸製品	1、壺屋焼 2、琉球焼 3、琉球びんがた 4、琉球漆器 5、喜如嘉の芭蕉布 6、読谷山花織 7、読谷山ミンサー 8、久米島紬 9、宮古上布 10、八重山上布 11、八重山交布 12、八重山ミンサー 13、与那国花織 14、与那国ドゥタテ 15、与那国カガンヌブー 16、与那国シダディ 17、首里緋 18、首里花織 19、首里道屯織 20、首里花倉織 21、首里ミンサー 22、琉球緋 23、南風原花織 24、琉球ガラス 25、知花花織 26、三線
沖縄県工芸士認定事業実施要綱別表1	27、小木工 28、竹細工 29、ウージ染め 30、その他工芸品等

5 認定部門

総合部門、分業部門の基本的な区分けは次のとおりとする。

- (1) 総合部門は、工芸品の全行程における伝統的技術・技法に関する知識に精通し、工芸品の主要部門について自ら作品を製作できることを要件とする。
- (2) 分業部門は、工芸品の特定部門における伝統的技術・技法に関する知識に精通し、同部門の主要部分について製造に関わっていることを要件とする。
- (3) 様式第1号中の認定部門欄には下記の「沖縄県工芸士認定部門一覧表から該当する部門を記入するものとする。

沖縄県工芸士認定部門一覧表

業種分類	認 定 部 門
織 物	総合部門、意匠部門、製糸部門、染色部門、製織部門、仕上部門
染色品 (びんがた等)	総合部門、意匠部門、型染部門、手描部門、仕上部門
陶 器	総合部門、成形部門、加飾部門
漆 器	総合部門、木地部門、髹漆部門、加飾部門
ガラス	総合部門
小木工	総合部門
竹細工	総合部門
三 線	総合部門
ウージ染め	総合部門、染め部門、織部門
その他	総合部門

6 作品の提出

- (1) 候補者は、要綱第2条第2項に定める期日までに、自身が製作した作品を提示するものとする。
- (2) 知事は、課題作品又は自由作品の製作について製作時期、製作方法、寸法、形状、材料等を定めるものとする。

7 認定委員会による認定基準に基づく検討

沖縄県工芸士認定委員会は、第4項及び前項の規定により提出された推薦書及び作品について、別に定める認定基準に基づいて検討し、その結果を知事に報告する。

8 その他書類等の様式

- (1) 沖縄県工芸士認定推薦書（様式第1号）
- (2) 個人別調書（様式第2号の1、様式第2号の2）
- (3) 沖縄県工芸士認定証（様式第3号）
- (4) 沖縄県工芸士登録簿（様式第4号）
- (5) 沖縄県工芸士登録記載内容変更届出書（様式第5号）
- (6) 沖縄県工芸士認定証の再交付申請書（様式第6号）

附 則

この要領は、平成17年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年 5 月 2 5 日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年 5 月 1 8 日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年 4 月 2 3 日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年 4 月 2 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年 4 月 1 3 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 元 年 8 月 8 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 8 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 3 1 日から適用する。